

大和市屋外広告物条例・許可地域（許可の基準）

許可地域

許可地域（禁止地域以外）で、広告物を掲出する場合には、次の許可地域ごとの基準による許可が必要です。

許可地域の区分	第1種許可地域	良好な住環境を保全し、自然環境との調和を図る地域
	第2種許可地域	住居を主体とし、中規模な店舗が立地する地域
	第3種許可地域	生産・流通系の土地利用が行われる地域及び住居を主体とする用途地域のうち国道等沿道で中規模な店舗等が立地する地域
	第4種許可地域	国道等の沿道でロードサイド型店舗等が立地する地域
	第5種許可地域	商業・業務活動の利便の高い地域

許可基準

地域ごとの許可基準

共通

[壁面利用広告物]
 同一壁面に表示内容が同一のものを複数設置しないこと
 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと

[壁面突出広告物及び広告塔・広告板]
 面積基準は、表示面積を合計した面積

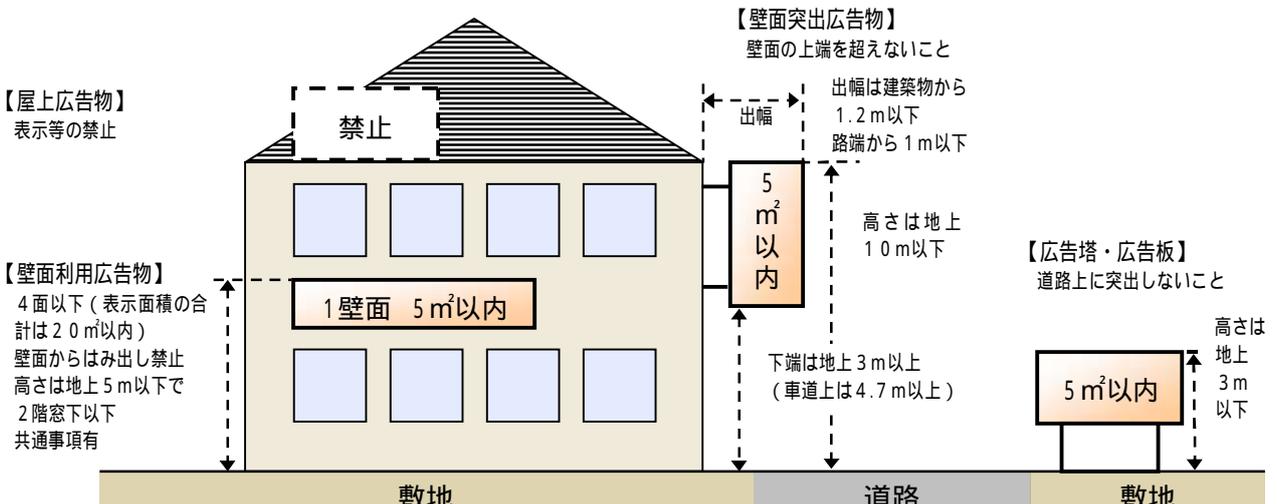
[壁面利用のはり紙]
 1枚 1㎡以内 同一のものを連続して表示しないこと 容易に除去できること

第1種 許可地域

第1種低層住居専用地域
 第1種中高層住居専用地域
 市街化調整区域（一般国道・県道の両外側50m以内の地域を除く）



広告物の表示面積の合計は20㎡以内、ネオン照明、点滅照明、動光の設置禁止



【屋上広告物】
表示等の禁止

【壁面利用広告物】
4面以下（表示面積の合計は20㎡以内）
壁面からはみ出し禁止
高さは地上5m以下で
2階窓下以下
共通事項有

【壁面突出広告物】
壁面の上端を超えないこと
出幅は建築物から1.2m以下
路端から1m以下
高さは地上10m以下
5㎡以内
下端は地上3m以上（車道上は4.7m以上）

【広告塔・広告板】
道路上に突出しないこと
5㎡以内
高さは地上3m以下

敷地 道路 敷地

第2種 許可地域

第1種住居地域（一般国道及び県道の両外側50m以内の地域を除く）
一般国道・県道・市道下鶴間桜森線の両外側50m以内にある
市街化調整区域



【屋上広告物】

形状（縦÷横=1以下）
広告塔の表示面積は、最大断面積
建築物から横にはみ出し禁止
物見塔等への設置禁止
高さは建築物の屋根の
最高部を超えないこと

広告物の表示面積の合計は47㎡以内、ネオン照明、点滅照明、動光の設置禁止

【壁面利用広告物】

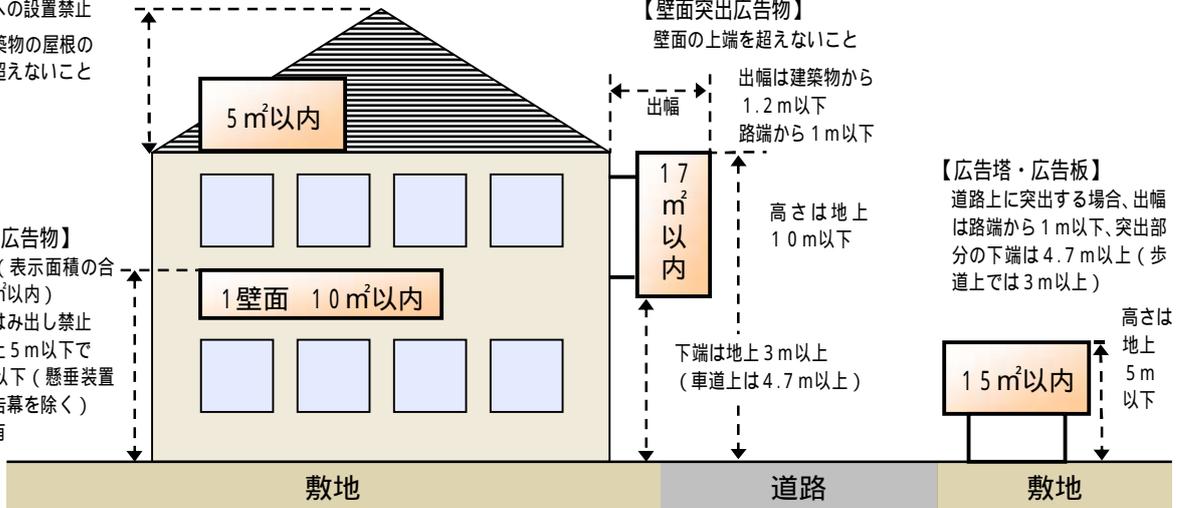
4面以下（表示面積の合
計は40㎡以内）
壁面からはみ出し禁止
高さは地上5m以下で
2階窓下以下（懸垂装置
のある広告幕を除く）
共通事項有

【壁面突出広告物】

壁面の上端を超えないこと
出幅は建築物から
1.2m以下
路端から1m以下
高さは地上
10m以下
下端は地上3m以上
（車道上は4.7m以上）

【広告塔・広告板】

道路上に突出する場合、出幅
は路端から1m以下、突出部
分の下端は4.7m以上（歩
道上では3m以上）



第3種 許可地域

準工業地域
工業地域
一般国道・県道の両外側50m以内にある第1種住居地域



【屋上広告物】

形状（縦÷横=1以下）
広告塔の表示面積は、最大断面積
建築物から横にはみ出し禁止
物見塔等への設置禁止

【壁面突出広告物】

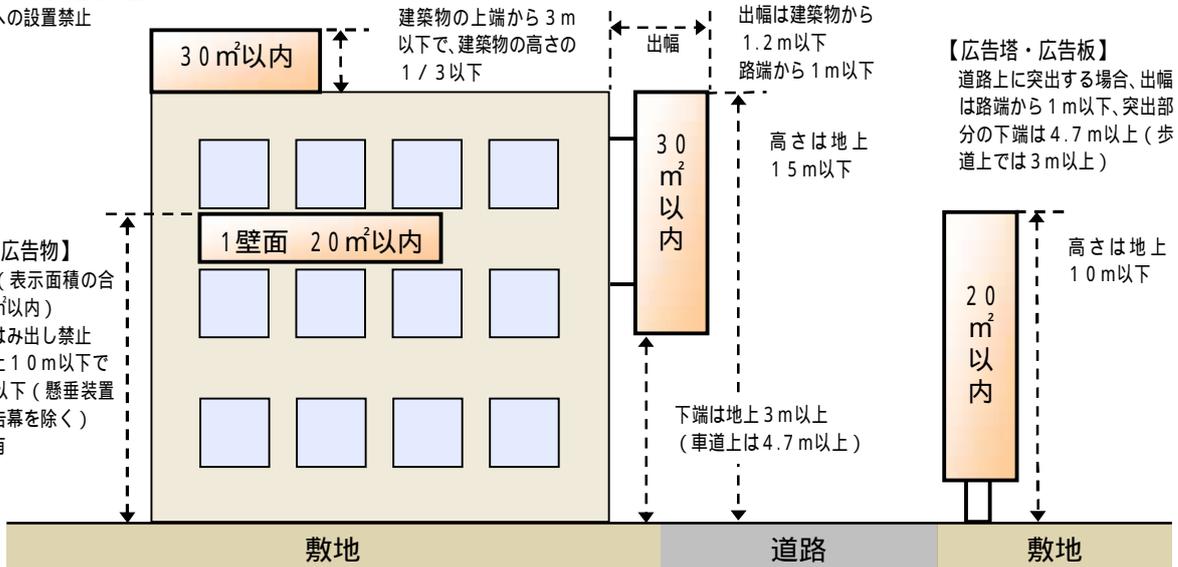
壁面の上端を超えないこと
出幅は建築物から
1.2m以下
路端から1m以下
高さは地上
15m以下
下端は地上3m以上
（車道上は4.7m以上）

【広告塔・広告板】

道路上に突出する場合、出幅
は路端から1m以下、突出部
分の下端は4.7m以上（歩
道上では3m以上）

【壁面利用広告物】

4面以下（表示面積の合
計は80㎡以内）
壁面からはみ出し禁止
高さは地上10m以下で
3階窓下以下（懸垂装置
のある広告幕を除く）
共通事項有



第4種 許可地域

第2種住居地域
準住居地域



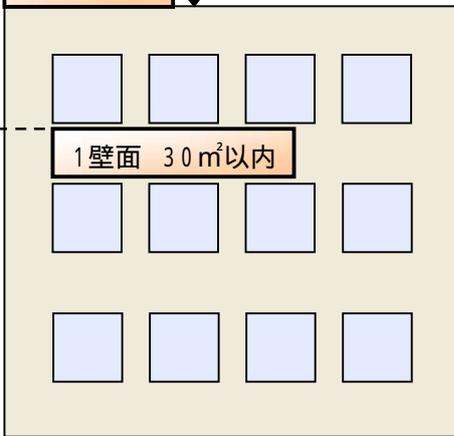
【屋上広告物】

形状（縦÷横 = 1以下）
広告塔の表示面積は、最大断面積
建築物から横にはみ出し禁止
物見塔等への設置禁止



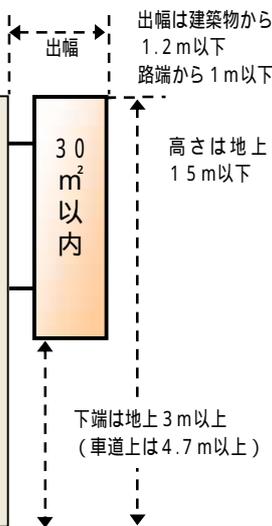
【壁面利用広告物】

4面以下（表示面積の合計は120㎡以内）
壁面からはみ出し禁止
高さは地上10m以下で
3階窓下以下（懸垂装置のある広告幕を除く）
共通事項有



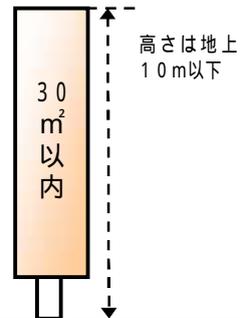
【壁面突出広告物】

壁面の上端を超えないこと



【広告塔・広告板】

道路に突出する場合、出幅は路端から1m以下、突出部分の下端は4.7m以上（歩道上では3m以上）



第5種 許可地域

近隣商業地域
商業地域



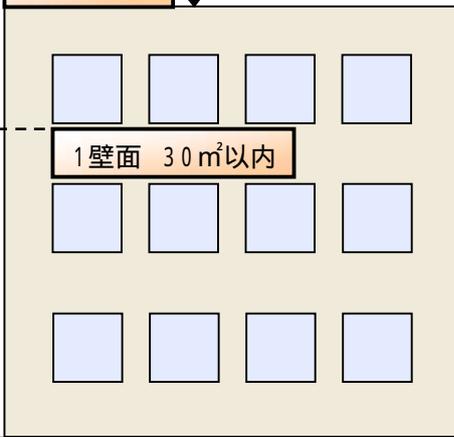
【屋上広告物】

形状（縦÷横 = 1以下）
広告塔の表示面積は、最大断面積
建築物から横にはみ出し禁止
物見塔等への設置禁止



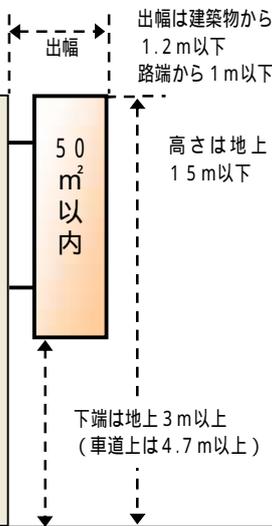
【壁面利用広告物】

4面以下（表示面積の合計は120㎡以内）
壁面からはみ出し禁止
高さは地上10m以下で
3階窓下以下（懸垂装置のある広告幕を除く）
共通事項有



【壁面突出広告物】

壁面の上端を超えないこと



【広告塔・広告板】

道路に突出する場合、出幅は路端から1m以下、突出部分の下端は4.7m以上（歩道上では3m以上）

